

「再造林の推進に関する条例(仮称)」制定の基本方針(案)

1 制定の背景

本県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いている。

その一方で、近年の伐採後の再造林率は 70% 台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況である。

このため、今年度、再造林を核とした「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、再造林対策を更に加速させていくこととしている。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保、山地災害の防止等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠である。

そこで、このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものである。

2 条例の名称

再造林の推進に関する条例(仮称)

3 条例に盛り込む事項(案)

前文	条例制定の背景や必要性等を示す
目的	条例の目的を示す
定義	条例中で使用する用語の意味や範囲などを定める
基本理念	条例全体の基本的な考え方を示す
責務・役割	県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民の責務及び役割などを示す
基本的施策	再造林を推進していくための基本的施策を示す (例) 再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実 再造林を支える担い手・事業体の確保 林業採算性の向上を図る新技術等の実装 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大
再造林の推進体制	産学官と県民が一体となった再造林推進体制について示す

4 条例制定の手法

① 審議会への諮問

宮崎県森林審議会に諮問し、専門的意見を聴くこととする。

② 県民等の意見の取り入れ

パブリックコメント、市町村意見照会、関係団体等との意見交換を実施

5 全国(都道府県)の条例制定状況(令和5年9月末現在)

実績なし

※ 再造林に特化した条例制定はない

6 制定スケジュール

	制定手順	審議会等	議会等	県民・市町村・団体等	備考	
R5 11月	諮問	11/16 第1回森林審議会 (諮問、方針案等審議)	11/2 条例制定に関する報告			
12月	条例骨子案作成	12月15日 第2回森林審議会 (条例骨子(案)審議)				
R6 1月	再造林の推進に関する条例(仮称)		1月中旬 条例骨子(案)の報告	1月下旬 パブリックコメント・市町村照会		
2月				2月上旬 関係団体等との意見交換 2月下旬 パブリックコメント・市町村照会終了		
3月		条例案作成	3月中旬 第3回森林審議会 (条例案審議)			
		答申				
4月						
5月						
6月			6月上旬 条例案 提案			
7月	条例公布・施行					
	条例制定					